

第 1 5 章 気象情報板

第 1 5 章 気象情報板

1. 総 則	5-15-1
1.1 目的	5-15-1
1.2 適用範囲	5-15-1
1.3 用途	5-15-1
1.4 設置位置	5-15-2
1.5 基礎工	5-15-2

第15章 気象情報板

1. 総 則

1.1 目 的

気象情報板は、ドライバーが安全な走行を行うために、有用な気象情報を提供するための手段として設置することを目的とする。

1.2 適用範囲

本要領は、北海道開発局が建設、管理する高規格道路（自動車専用道路）に設置する気象情報板の一般的な設置基準に適用する。

本要領は、北海道開発局が気象情報板を設置する際の一般的な設置基準を定めたものである。なお、気象情報板は、経済性や管理上の必要性、警戒標識による代替の可能性、ドライバーの安全への寄与等を勘案し、設置の可否を検討するものとする。

1.3 用 途

気象情報板での情報提供項目については、以下のような項目があげられる。

- (1) 風速
- (2) 気温
- (3) 路温

(1) 風 速

横風による転倒事故・積み荷散乱への警戒についての情報提供

(2) 気 温

現在の外気温および路面状況等の影響予測についての情報提供

(3) 路 温

路面凍結の危険性についての情報提供

簡易型情報板を用いる場合など、表示項目数に制限がある場合は、現地の状況により提供情報項目を選定する。

1.4 設置位置

気象情報板の設置位置については、以下のようなものが考えられるが、設置については該当箇所における情報提供の必要性、前後の道路特性・気象条件、および経済性を充分検討のうえ、設置する。

- (1) 路面凍結、強風の多発が想定される橋梁部の前後
- (2) その他、通行に支障が生じるような気象条件出現区間の上り・下り路線

気象情報板は、本線上の通行車両に対して道路の気象状況を表示し、それに対応した運転を促進するため、「風速」「気温」「路温」情報を提供し道路利用者の安全走行を促す目的のために設置する。

情報板の設置位置は、気象観測装置からの信号受信のため、原則的に観測機器の前後の位置とする。

気象変化の大きい長大橋、気象変化が激しく通行に支障となる気象条件出現区間には、風速計、気温計、路温計が設置されることから、気象変化地点の上り、下り、車線に設置する。設置高さは「第6集 標準設計図集 第3章 高規格道路（自動車専用道路） 5. 標識工」の路側柱の標識板下高さを参考に設定する。

なお、橋梁部設置を避け橋梁部前後に設置する。

1.5 基礎工

気象情報板の基礎については、一般国道と整合を図り直接基礎とする。ただし、盛土のり面等に設置する場合には、道路構造上から基礎幅がとれないなどの制約をうけることから、基礎形状を小さくするため杭基礎（鋼管杭）を選定できるものとする。

直接基礎の形状は、「電気通信設備据付標準図集」（一般社団法人 建設電気技術協会）および「第6集 標準設計図集」を参考に決定する。なお、杭基礎の杭種は、「第2集 道路付帯施設」を適用し、鋼管杭とする。

支柱及び基礎の計算手法は、「電気通信施設設計要領・同解説（通信編）」による。